犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する整理案（修正案）

資料18

第１　損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備　考
31	【人身取引被害者を犯罪被害給付制度の対象に】 人身取引被害者は、身体的被害のみならず深刻な心理的ないし精神的被害を被っている場合が多く、また、外国籍の人身取引被害者は、欺罔や脆弱性につけ込まれる等の手段により、かつ我が国に需要があるからこそ日本に移送されて来たのであって、単なる一時的滞在の外国人とは事情が異なることから、犯罪被害給付制度の対象としてほしい。	（新規）	C	~~・一時滞在の外国人にも給付が可能である（財）犯罪被害救援基金による支援金支給事業の運用状況を踏まえて検討する必要があることから、現時点では、その推移を見守るのが適当と思われる。~~ ・「経済的支援に関する検討会」では、犯罪被害給付制度は連帯共助の精神に基づく支援であることから、我が国に住所を有する外国人以外の外国人をその対象とすることは困難であることとされた。したがって、我が国に入国した経緯を問わず、一時滞在の外国人について犯罪被害給付制度の対象とすることは困難である。